

言葉と人権

赤羽根

□ こたつにあたりながら保育園の孫とテレビを 見ている時のことでした。ドラマの主人公が同 僚に「馬鹿だなあ」と言うと、孫が私に「おじいち ゃん、馬鹿って言っちゃいけないんだよねえ」と 言いました。

□この孫の言葉に「そうだねえ。お利口だね」と 思わず言ってしまいました。きっと保育園の先 生が子どもたちに「お友だちに馬鹿なんて言わな いようにしましょうね」と教えてくれたことを孫 は覚えていたのだと思いました。

□この「馬鹿」という言葉のように、私たちが日 常的に気にも留めずに使っている言葉の中には 他人を傷つけ、嫌な思いをさせている言葉があ るのではないでしょうか。

□ 例えば、「女のくせに…」「子どものくせに…」 というように性別や年齢で決めつける「…くせに」 という言い方です。これは他人を非難する言い 方で、ごく普通に使われることがあるのではな いかと思います。

□ また、名前があるのに「あの女は…」のように 憎しみを込めて言う場合もそうでしょう。小さ い子どもが「じじ」「ばば」と言うのは可愛いもの ですが、これを大人が「じじい」「はばあ」と言う とやはり憎しみの表現になります。

□ その他にも他人を軽蔑した「こいつ」「…のやつ」 「ちび」などいろいろとあると思います。

□ 言葉は、時と場合によって、励ましや思いや りの言葉になって人の心を温めます。反対にた った一言が他人を深い悲しみに陥らせ、時には 人権をも傷つけることになります。ふと立ち止 まって日ごろの自分の言葉遣いを考えてみるこ とも大切ではないでしょうか。

(http://www.jpki.go.jp/) をご覧

ピ

スポ

夕

ル

サ

済ICカードリ

ダライ

タの

覧表などは次の公的個人認

利用に必要となる適合性検証

固穂高総合支所内 市民環境部市民課市民係 FAX 82 6 6 2

元人権擁護委員

嘉矩

社会保険庁かる 便ら

対象に、 について確認してもらうため お知らせし、 制度に加入して て「ねんきん特別便(封書)」を行 内容をご確認の ものです。 る年金加入記録などの情報を 新たな情報提供サ 社会保険庁では、 います。 願 社会保険庁で管理して お手元に届きましたら これは、 ご自身の加入記録 いる被保険者 手続きなど 公的 年 12 月 ビスとし 年 0) を 金 か

> 対 つ 被保険者または被保険者であ た人 基礎年金番号を有す

固松本社会保険事務所 悪しを、 場合は、 手続方法 がある場合は「年金加入記録照会 分に確認いただき、 の記録にも 必ず提出 「確認はがき」を、 れや訂正がないか十 送られてきたご自 してください 訂正がな

る

公的個人認証が

゙゙゙゙゙゙゙

ビス

行するサービスです。 効期間3年)を住民の皆さんに発 確認を行うための電子証明書(有 電子 す ター 公的個人認証サ ましを防ぎ、 タ の ネッ 申請や届出などを行う際、 改ざんや } を通じて行政機関 申請者の本 他人によるな ・ビスは、

住民基本台帳カードに各内であるために必要な電子証明書は、これを利用する。 電子申請(所得税や消費税の

交付されます

■電子証明書発行に必要なもの 住民基本台帳カ ない場合は、 別途交付申請 ド(カー が が

顔写真付の本人確認書類(運 転

電子証明書発行手数料 免許証・パスポ など) 5

■サービスを利用する場合は

■その他 ウンロ ライタを接続し、 インタ スを利用する際の不明な点、 またはイ パソコンにIC ドする必要があります。 ソフトをCD ンタ ネット 公的個人認証サー カー ネット を利用できる 利用者クラ ドリ R O M からダ ビ ダ

必要です)

25 広報 あづみの 2008.1.23



ました。そこで計画策定の

より広い検討を行うため、

市 前に

提案などを

入札参加資格審査申請書の受付追加分 平成19年・20年度

に申請書を提出している場合 申請の必要はありません。 た申請の追加受け付け 受付を行います。 人札参加資格審査申請書の追加 市では、 今回は、 平成19年・20年度分の 昨年2月に受け で す 付け 既

■受付期間 2月1日(金) 20日(水)

■提出方法 ■申請様式 野庁舎(3階)内企画財政部契約 掲載していますので、 添付書類 管財課まで、 土交通省統一様式を準用 イル綴じにして、 添付人 必要書類をA4 してください 長野県様式または 持参または郵送 ムペー 県安曇 ご確認 ジに

> 一その他 ·郵送先 参照してください 安曇野市役所企画財政部 安曇野市豊科4932番地 契約管財課契約担当 してください T 3 9 詳しくは、 9 8 2 0 5 ホ

意見・提案などを募集します男女共同参画計画(素案)への

クショ これまでアンケー 参画計画」の策定を進めて 実現のため、 課題などを把握し、 「計画の体系」「現状と課題」「目標」 「具体策」をまとめた素案ができ 公会では、 男女共同参画社会形成推進委 プなどを行 男女共同参画社会の 「安曇野市男女共同 ト調査やワ 検討を重ね、 現状と います。

ージの「入札・契約情報」から 6

■素案の公表方法 募集します。 の皆さんから意見・ 支所地域支援課 をくださ できます。 務部人権尊重課 素案を郵送しますの なお、 お

■提出方法 さい。 郵送·FAX·持参の 住所・氏名・電話番号を明記して 人権尊重課まで提出 様式は自 いず 由 してくだ です ń か で

意見・提案の取り扱い お寄せ 果をご本 については、 いただいた意見・ 人に回答します 検討した上 提案

間〒399-8205 安曇野市豊科4932番地 本庁舎内総務部人権尊重課 結

71 5 0

()

0

■提出期限 6日(水)

の窓口で閲 希望者には 本庁舎 よび各総合 で、 連 絡 覧 総

緊急支援対策 灯油購入費等助成について 市では、原油価格高騰に伴う緊急支援策として、低所得世帯に灯油購入費等の一部を助成します。対象となる世帯には、通知と申請書を郵送しましたので、内容をご確認の上、お早めに申請書の提出をお願いします。該当すると思われる世帯で、通知が届かない場合は、お問い合わせください。また、平成19年11月30日までに転入された人で、転入前の市町村で市町村民税が非課税の人、平成19年度市町村民税の申告をされていな い人も対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

■対象世帯 平成19年12月1日現在、市内にお住まいで平成19年度市民税の非課税世帯のうち、 次のいずれかに該当する世帯 (1)生活保護世帯 (2)75歳以上の方のみの世帯

(2)75歳以上の方のみの世帯 ア 身体障害者手帳1級及び2級の方がいる世帯 イ 療育手帳A1の方がいる世帯 (3)重度障害者世帯

1 焼育子帳AIの力がいる世市
ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の方がいる世帯
(4)母子世帯 (5)父子世帯
(6)重度要介護者世帯(介護保険法に規定する要介護4及び5の方がいる世帯)
1 世帯あたり5,000円(口座振り込みで支給)
返信用封筒で健康福祉部へ郵送するか、各絵合支所市民福祉課まで持参してください。
支援センター内は全受技術等を終め、(2011,1622 1981,0702)

■提出方法 週 穂高健康支援センター内社会福祉課福祉総務係(圓81⋅1622 圓81⋅0703)

2008.1.23 広報 あづみの 24